

策定日：平成 31 年 3 月 29 日

株式会社ガンシン一般事業主行動計画書（第 3 回）

1.計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間

2.計画内容

1) 子育てを行う社員の職業生活と家庭生活を支援するための雇用環境の整備

目標.1 社員が子どもの養育のための休業及び、休暇が取りやすい環境の整備

＜対策＞

平成 31 年 4 月 1 日より実施

- ・子どもの病気等で看護が必要な時には、所定労働時間の免除及び看護休暇、有給休暇が取得できるように職場の方から積極的に働きかけていく。

目標.2 育児・介護休業法に基づく育児休業や雇用保険法に基づく育児休業・給付、労働基準法に基づく諸制度の周知・徹底に努める

＜対策＞

平成 31 年 4 月 1 日より実施

- ・社会保険労務士等の専門家と連携の上、随時、法律などの諸制度の改正・施行などを実施する。変更になった時には文書掲示・社内ネットワークの掲示板・メール等使用して展開する。
- ・重要事項に関して各事業所別に開催される安全会議等に総務担当者が出席し社員への説明及び情報展開を実施する。

2) 所定外労働時間の削減のための措置の実施

目標.3 時間外労働の減少に向けた各事業所単位における業務合理化の促進

＜対策＞

平成 31 年 4 月 1 日より実施

- ・各事業所単位で時間外労働削減に向けた事業所内ミーティング等を実施、部門長を業務改善担当者として促進する。

3) 年次有給休暇の所得促進のための措置の実施

目標.4 『有給休暇取得促進日』の創設とその周知徹底及び、年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間5日以上とする。

<対策>

平成31年4月1日より実施

- ・有給休暇年5日取得の達成のため、長期休暇の設定がしやすい日を選定し、社内における休日カレンダーに定める会社休日と別に年5日を有給休暇取得促進日として策定する。

4) 次世代育成支援対策に関する事項

目標.5 インターンシップの受入

<対策>

平成31年4月1日より実施

- ・地元高等学校、高等専門学校、専門学校、大学からの職場体験申込に対して積極的に受け入れる。